えひめ南予観光PRキャラクターにゃんよ使用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、えひめ南予観光PRキャラクターにゃんよ(以下「にゃんよ」という。)の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、にやんよとは、商標登録第5506926号及び第550 6927号をいう。

(使用方法)

第3条 にゃんよは、「えひめ南予観光PRキャラクターにゃんよデザインマニュアル」 に従って使用しなければならない。

(使用料金)

第4条 にゃんよの使用は、無償とする。

(使用の申請)

- 第5条 にゃんよを使用しようとする者(以下「使用申請者」という。)は、あらかじめえひめ南予観光PRキャラクターにゃんよ使用許諾申請書(様式1)に必要書類を添えて知事に提出し、その許諾を得るものとする。
- 2 知事は、前項の規定による申請について、必要があると判断したときは、使用申請者に対し、書類の修正や追加書類の提出を求めることができる。
- 3 第1項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当するときは、知事の許諾を要しない。
 - (1) 愛媛県、県参画団体及び南予9市町が、にゃんよのデザインをアレンジすることなく使用するとき。ただし、県参画団体及び南予9市町が使用した場合、物品の完成品(完成品の提出が困難な場合は写真)を、速やかに知事に提出すること。
 - (2) 学校教育法第1条に規定する学校が教育目的に使用するとき。
 - (3) 報道機関が、新聞及びテレビ等に報道目的で使用するとき。
 - (4) 著作権法で認められている私的使用の範囲に該当するとき。
 - (5) にゃんよの着ぐるみを使用する者が、当該イベントの広報ににゃんよのデザイン をアレンジすることなく使用するとき。

(資格要件)

- 第6条 第5条第1項の使用申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、にゃんよ の使用を許諾しない。
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第5号に規定する暴力団員
 - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122

- 号)第2条(同条第1項第8号に規定する営業を行う者を除く。)に規定する営業を行う者
- (3) 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)第33条に規定する連鎖販売取引を行う者

(使用の許諾)

- 第7条 知事は、第5条第1項の規定による申請の内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、にゃんよの使用を許諾するものとする。
 - (1) 愛媛県の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
 - (2) にゃんよのイメージを損なうおそれのあるとき。
 - (3) 立体物で、その形状等がにゃんよの立体物と認められないとき。
 - (4) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
 - (5) にゃんよを使用することにより、誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められるとき。
 - (6) 宗教的行事・活動及び政治活動等に使用するとき。
 - (7) 「えひめ南予観光PRキャラクターにゃんよデザインマニュアル」に従って使用しないおそれのあるとき。
 - (8) その他にゃんよの使用が適当でないと認められるとき。
- 2 知事は、にゃんよの使用を許諾するときは、えひめ南予観光PRキャラクターにゃんよ使用許諾通知書(様式2)により、使用申請者に通知するものとする。
- 3 知事は、前項の許諾に際し、条件を付することができる。
- 4 知事は、使用を許諾しないときは、えひめ南予観光PRキャラクターにゃんよ使用 不許諾通知書(様式3)により、使用申請者に通知するものとする。

(使用期間)

- 第8条 にゃんよの使用期間は、原則として2年間以内とし、次項による場合を除き使用許諾申請書に記載のとおりとする。
- 2 知事は、必要に応じ、使用期間を修正することができる。この場合において修正した使用期間は、使用許諾通知書に記載して通知する。
- 3 前各項の使用期間満了後において、引き続きにゃんよを使用しようとするときは、 改めて申請を行い、使用許諾を受けなければならない。

(許諾内容の変更)

- 第9条 にゃんよを使用する者(以下「使用者」という。)は、許諾を受けたにゃんよの使用内容を変更しようとするときは、えひめ南予観光PRキャラクターにゃんよ使用内容変更申請書(様式4)を知事に提出し、その許諾を得るものとする。
- 2 知事は、にゃんよの使用内容の変更を許諾する場合には、えひめ南予観光PRキャラクターにゃんよ使用内容変更許諾通知書(様式5)により、使用者に通知するものとする。
- 3 知事は、にゃんよの使用内容の変更を許諾しない場合には、えひめ南予観光PRキャラクターにゃんよ使用内容変更不許諾通知書(様式6)により、使用者に通知する

ものとする。

4 第1項の申請については、第5条から第7条の規定を準用する。

(使用の廃止)

第 10 条 使用者は、にゃんよの使用を廃止したときは、速やかにその旨をえひめ南予 観光 P R キャラクターにゃんよ使用廃止届出書(様式 7)により知事に届出なければ ならない。

(許諾の取消し)

- 第 11 条 知事は、使用者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、第7条第2項の 使用許諾を取り消すことができる。
 - (1) この要綱の規定に違反したとき。
 - (2) 第7条第1項の各号のいずれかに該当することとなったとき。
 - (3) 第7条第3項の条件に違反したとき。
 - (4) その他知事が取り消すことが適当と認めるとき。
- 2 知事は、前項の規定による使用許諾の取消しにより使用者に生じた損害について、 一切の責任を負わないものとする。

(使用上の遵守事項)

- 第12条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 許諾された内容により使用すること。
 - (2) 許諾を受けた使用権を譲渡し、又は転貸しないこと。
 - (3) 原則として、「えひめ南予観光PRキャラクター にゃんよ」と標記を付すること。
 - (4) 原則として、にゃんよの近接に許諾番号を明記すること。
 - (5) 許諾に際して条件を付された場合はそれに従うこと。
 - (6) 許諾にかかる物品の完成品を、速やかに知事に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と知事が認めるものについては、写真をもって代えることができる。

(使用の非独占性等)

第 13 条 この要綱による許諾は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してに やんよを使用する権利を付与するものではない。また、使用者又は使用対象物等につ いて県が推奨を行うものではない。

(使用実績の報告)

第 14 条 知事は、使用者に対し、にゃんよの使用に関する事項について、資料の提出 又は報告を求めることができる。

(損失補償等の責任)

第 15 条 知事は、にゃんよの使用にかかる損失補償等の一切の責任を負わないものと する。 (その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に知事が定める。

附則

- 1 この要綱は、平成24年11月5日から施行する。
- 2 この要綱は、平成29年2月29日から施行する

えひめ南予観光PRキャラクターにゃんよ使用許諾申請書

年 月 日

$\sqrt{2}$ $\sqrt{2}$ $\sqrt{2}$ $\sqrt{2}$ $\sqrt{2}$ $\sqrt{2}$	愛媛リ	具知事
---	-----	-----

様

(申請者)

住所	₸		
企業·団体等名			
代表者名		印	J
担当者名			
電話番号		FAX	
メール			

えひめ南予観光PRキャラクターにゃんよを使用したいので、次のとおり申請します。 なお、使用にあたっては裏面の付帯事項を承諾します。

使用目的							
作成物 (内容、種類、品種等)							
(下) 谷、渔州、叫渔子)							
使用期間	年	月	\exists \sim	年	月	日	
使用・頒布等の場所							
価格 ※1			円				
製造個数			個 (部)				
県ホームページ等				-1\			
への掲載の可否	□ 掲載可		□ 掲載	載不可			
その他							

※1 商品の場合は小売価格(消費税及び地方消費税を含まない。)、景品及び広告の場合は製造 価格を記入

使用要綱第6条第1項各号に該当しないことを誓約します。

- 第6条 第5条第1項の使用申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、にゃんよの使用を許諾しない。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力 団及び同条第5号に規定する暴力団員
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条(同条第1項第8号に規定する営業を行う者を除く。)に規定する営業を行う者
 - (3) 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)第33条に規定する連鎖販売取引を行う者

【添付書類】

- ○企画書等 (レイアウト、設計図等使用方法がわかるもの)
- ○申請者の概要が分かる書面 (パンフレット等)
- ○その他

【附帯事項】

- (1) えひめ南予観光 P R キャラクターにゃんよデザインマニュアルに従って使用する こと。
- (2) 許諾された内容により使用すること。
- (3) 許諾を受けた使用権を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (4) 原則として、「えひめ南予観光PRキャラクターにゃんよ」と標記を付すること。
- (5) 原則として、にゃんよの近接に許諾番号を明記すること。
- (6) 許諾に際して条件を付された場合はそれに従うこと。
- (7) 許諾にかかる物品の完成品を、速やかに知事に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と知事が認めるものについては、その写真をもって代えることができる。
- (8) デザインをアレンジする場合、アレンジにともなって発生する著作権(著作権法第 21 条から 28 条までに規定する権利をいう。)は、県に帰属するものとする。また、アレンジする者は、県並びに県により正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を承継したものに対し、著作者人格権(著作権法第 18 条から 20 条までに規定する公表権、氏名表示権及び同一性保持権をいう。)を行使しないこととする。なお、アレンジしたデザインデータをイラストレータ及び IPEG で県に提出すること。
- (9) 愛媛県からにゃんよの使用に関する事項について、資料の提出又は報告を求められたときは、協力すること。

えひめ南予観光PRキャラクターにゃんよ使用許諾通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

愛媛県知事

印

年 月 日付けで申請のあった、えひめ南予観光PRキャラクターにゃんよの使用については、次のとおり許諾します。

なお、使用にあたっては、下記の付帯事項を遵守してください。

許諾番号						
作成物 (内容、種類、品種等)						
使用期間	年	月	日~	年	月	日
使用・頒布等の場所						
条件						

※1 小売価格(消費税及び地方消費税を含まない。)

【附带事項】

- (1) えひめ南予観光 P R キャラクターにゃんよデザインマニュアルに従って使用すること。
- (2) 許諾された内容により使用すること。
- (3) 許諾を受けた使用権を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (4) 原則として、「えひめ南予観光PRキャラクターにゃんよ」と標記を付すること。
- (5) 原則として、にゃんよの近接に許諾番号を明記すること。
- (6) 許諾に際して条件を付された場合はそれに従うこと。
- (7) 許諾にかかる物品の完成品を、速やかに知事に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と知事が認めるものについては、その写真をもって代えることができる。
- (8) デザインをアレンジする場合、アレンジにともなって発生する著作権(著作権法第21条から28条までに規定する権利をいう。)は、県に帰属するものとする。また、アレンジする者は、県並びに県により正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を承継したものに対し、著作者人格権(著作権法第18条から20条までに規定する公表権、氏名表示権及び同一性保持権をいう。)を行使しないこととする。なお、アレンジしたデザインデータをイラストレータ及びJPEGで県に提出すること。
- (9) 愛媛県からにゃんよの使用に関する事項について、資料の提出又は報告を求められたときは、協力すること。

えひめ南予観光PRキャラクターにゃんよ使用不許諾通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

愛媛県知事

印

年 月 日付けで申請のあった、えひめ南予観光PRキャラクターにゃんよの使用については、次の理由により、不許諾とします。

不許諾対象物品等		
理由		

えひめ南予観光PRキャラクターにゃんよ使用内容変更申請書

年 月 日

愛媛県知事	様
	14.1

(申請者)

住所	〒	
企業·団体等名		
代表者名		印
担当者名		
電話番号		FAX
メール		

年 月 日付けで許諾を受けた内容について変更したいので、次のとおり申請します。

許諾番号	
使用対象物品等	
変更内容	

【附带事項】

- (1) えひめ南予観光 P R キャラクターにゃんよデザインマニュアルに従って使用すること。
- (2) 許諾された内容により使用すること。
- (3) 許諾を受けた使用権を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (4) 原則として、「えひめ南予観光PRキャラクターにゃんよ」と標記を付すること。
- (5) 原則として、にゃんよの近接に許諾番号を明記すること。
- (6) 許諾に際して条件を付された場合はそれに従うこと。
- (7) 許諾にかかる物品の完成品を、速やかに知事に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と知事が認めるものについては、その写真をもって代えることができる。
- (8) デザインをアレンジする場合、アレンジにともなって発生する著作権(著作権法第 21 条から 28 条までに規定する権利をいう。)は、県に帰属するものとする。また、アレンジする者は、県並びに県により正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を承継したものに対し、著作者人格権(著作権法第 18 条から 20 条までに規定する公表権、氏名表示権及び同一性保持権をいう。)を行使しないこととする。なお、アレンジしたデザインデータをイラストレータ及び JPEG で県に提出すること。
- (9) 愛媛県からにゃんよの使用に関する事項について、資料の提出又は報告を求められたときは、協力すること。

様式5

えひめ南予観光PRキャラクターにゃんよ使用内容変更許諾通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

愛媛県知事

印

年 月 日付けで申請のあった、えひめ南予観光PRキャラクターにゃんよの使用内容の変更については、次のとおり許諾します。

なお、使用にあたっては、下記の付帯事項を遵守してください。

【附带事項】

- (1) えひめ南予観光 P R キャラクターにゃんよデザインマニュアルに従って使用すること。
- (2) 許諾された内容により使用すること。
- (3) 許諾を受けた使用権を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (4) 原則として、「えひめ南予観光PRキャラクターにゃんよ」と標記を付すること。
- (5) 原則として、にゃんよの近接に許諾番号を明記すること。
- (6) 許諾に際して条件を付された場合はそれに従うこと。
- (7) 許諾にかかる物品の完成品を、速やかに知事に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と知事が認めるものについては、その写真をもって代えることができる。
- (8) デザインをアレンジする場合、アレンジにともなって発生する著作権(著作権法第 21 条から 28 条までに規定する権利をいう。)は、県に帰属するものとする。また、アレンジする者は、県並びに県により正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を承継したものに対し、著作者人格権(著作権法第 18 条から 20 条までに規定する公表権、氏名表示権及び同一性保持権をいう。)を行使しないこととする。なお、アレンジしたデザインデータをイラストレータ及び JPEG で県に提出すること。
- (9) 愛媛県からにゃんよの使用に関する事項について、資料の提出又は報告を求められたときは、協力すること。

えひめ南予観光PRキャラクターにゃんよ使用内容変更不許諾通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

愛媛県知事

印

年 月 日付けで申請のあった、えひめ南予観光PRキャラクターにゃんよの使用内容の変更については、次の理由により、不許諾とします。

許諾番号	
使用対象物品等	
理由	

えひめ南予観光PRキャラクターにゃんよ使用廃止届出書

年 月 日

愛媛県知事	様
-------	---

(申請者)

住所	Ŧ	
企業·団体等名		
代表者名		印
担当者名		
電話番号		FAX
メール		

えひめ南予観光PRキャラクターにゃんよの使用を廃止したので、次のとおり届出します。

許諾番号				
廃止日	年	月	日	
その他				